平成２２年（フ）第２００７号
北海道石狩郡当別町字茂平沢3061番地345
債務者　岡部　道子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　大雅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９１３号
札幌市西区発寒14条２丁目１番22号
債務者　鈴木富三郎
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　恭介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９７号
北海道帯広市西17条南４丁目20番４号　アビタヤマコ202
債務者　船木　孝麿
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木涼太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１９８号
北海道帯広市西17条南４丁目20番４号　アビタヤマコ202
債務者　船木　宏恵
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木涼太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２６８号
山形市下条町３丁目１番35号　タウンハイツ202号
債務者　井上　政子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青柳　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月18日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２３８号
横浜市青葉区荏田町1236番地７　東急江田駅前ドエリング1003号
債務者　高野　定夫
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　憲宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３５６号
名古屋市北区志賀町４丁目60番地の９　アーバンラフレ志賀24棟506号
債務者　高橋　秀幸
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　友信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８４２号
北九州市小倉南区朽網西１丁目９番34号
債務者　井吉　正視
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　勇治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１４８号
山形県西村山郡河北町谷地字東466番地の４、前住所山形県東根市温泉町１丁目17番６号
債務者　高橋　寿和
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　　永
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月９日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
山形地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４３６号
新潟市西区坂井東２丁目22番８号　フェストＶ102号、前住所新潟市西区坂井砂山２丁目13番８号　アコーダンス松田Ｂ２－２
債務者　小野　敬子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３７号
新潟市西蒲区川崎252番地36
債務者　熊木　　勇
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３８号
新潟市西蒲区川崎252番地36
債務者　熊木　　緑
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４１号
新潟市東区物見山３丁目１番８号　カーサベルポンテＢ―103
債務者　倉島よし子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５５号
新潟市西区寺尾台３丁目12番15号　コーポタナカＡ棟101号、前住所新潟市中央区新光町１番地23　ダイアパレス新光町504号
債務者　伊藤　真一
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３号
高知県高岡郡佐川町甲1259番地
債務者　尾碕　順子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第１０５９号
京都市伏見区深草綿森町46番地12　ＢｅＢｅベティマンション303号室
債務者　廣瀬　健一
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６７号
京都市南区吉祥院内河原町３番地２　サクシード吉祥院402号室
債務者　中西　博美
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係